

みどりの担当からのお知らせ

詳しくはお尋ねください。

- みどりの補助金（生け垣補助制度、屋上・壁面緑化補助制度、保存樹木・樹林補助制度）

みどりの推進・保全について、各種補助金を交付します。



生け垣補助制度



屋上緑化補助制度

- 市民花壇

2人以上のグループで維持管理する花壇で市が指定した物に、年2回花の苗を配付します。

- 市民の森制度

おおむね3,000㎡以上の樹林を所有者から借り受け、市民の憩いの場を提供しています。

- 「緑の基金」のお願い

緑化推進・緑の保全のために、基金の積み立てを行っています。市役所本庁舎1階と5階に募金箱があります。市民の皆さんのご協力をお願いします。

- みどりの日・月間

平成19年度から、みどりの日が5月4日になりました。また、みどりの月間（4月15日～5月14日）が設定されました。



緑のカーテン

- 緑のカーテン

みどりの月間中、緑の基金に協力した方に、ゴーヤ・ヘチマの種を環境政策課（本庁舎5階）で差し上げます（数に限りがあります）。

暑い夏に負けないよう、緑のカーテンで乗り切りましょう！

- 春の苗木プレゼント事業

「川越れんげまつり2008」の際、ヤマブキ・ウバメガシなど合計800本の苗木を、無料でプレゼントします。

会場…農業ふれあいセンター

日時…4月29日(祝)、午前10時45分～（苗木がなくなりしだい終了）

定員…先着800人

問い合わせ…環境政策課・TEL224-5866

布類拠点回収（前期）を実施します

布類拠点回収を次のとおり実施します。居住する地区以外の回収場所でも出すことができます。無色透明または白色半透明袋に入れ、回収場所に出してください（段ボール・紙袋などでの排出はできません）。なお、できるかぎ

り地域の集団回収を優先してください。

回収できる物…衣類・下着

類・毛布・シート・タオル

*汚れている場合、洗濯をお願いします。ボタン・ファス

ナーなどは付けたままで出して

てください。

回収できない物…布団・靴

下・作業服・カーテン・じ

ゆうたん・ぬいぐるみ・汚

れている物など

回収時間…午前9時～正午

（正午以降は回収できません）

- 回収日と回収場所

5月11日(日)：今成自治会館

市役所本庁舎▼仙波町二丁

目集会所▼県営久下戸住宅

集会所▼中台二丁目集会所

▼名細中学校(出張所入り口側)▼職業センター▼

5月18日(日)：北公民館▼中央

公民館▼旭町一丁目集会所

▼中央小学校西門▼農業

ふれあいセンター▼寺尾公

民館▼福原公民館▼山田公

民館▼かすみ野自治会館▼大東南公民館

稲荷窪自治会館

的場中組字町公民館▼リバ

ーサイド吉番街集会所▼原

新田自治会館▼大塚新田

会館

6月15日(日)：野田神社(野田

町一丁目)▼市役所本庁舎

▼古谷公民館▼今泉公民館

▼藤間文化会館▼藤間南集

会所▼下広谷南公民館▼上

野公会堂▼的場下組自治会

館▼東急ニュータウン自治

5月25日(日)：神明町保育園

川越第一中学校正門▼八幡

神社駐車場(南通町)▼

城南中学校正門▼稲荷町集

会所(稲荷町児童公園)▼

砂新田自治会館▼砂久保社

務所▼鯨井自治会館▼的

場一・二丁目自治会館▼大

東公民館

6月8日(日)：六塚会館▼岸町

一丁目自治会館▼市立川越

高校正門▼月吉町集会所▼

木野目自治会館▼砂自治会

館▼天沼新田自治会館▼霞

ヶ関北自治会館▼寿町一丁

目集会所▼大東西小学校北

門

6月15日(日)：野田神社(野田

町一丁目)▼市役所本庁舎

▼古谷公民館▼今泉公民館

▼藤間文化会館▼藤間南集

会所▼下広谷南公民館▼上

野公会堂▼的場下組自治会

館▼東急ニュータウン自治

会館

市民の皆さんのご協力によ

り、昨年度は約百十トンの布

類が再資源化されました。今

年度も引き続きご協力をお願

いします。

問い合わせ…資源循環推進課

TEL224-5908

「スポーツパーク福原」がオープン!



市民の皆さんのコミュニティ活動や健康づくりの場として、3月23日、福原地区に「スポーツパーク福原」がオープンしました。

多目的グラウンドや健康遊具などがあり、子どもから高齢者まで利用することができます。

利用案内 (多目的グラウンドを使用する場合のみ)

対象…市内在住・在学・在勤 利用料金…無料 貸し出し時間…午前8時(4月～9月は午前7時)～正午・正午～午後5時
 利用申し込み…毎月1日(土・日曜日、祝日、休日の場合は月初めの平日)から、翌月分を先着順に受け付け。福原出張所にある申請書に必要事項を記入し、同出張所に提出
 *4月・5月の利用については、現在受け付けています。

●施設の概要

所在地…今福1758番地1
 規模…面積22,371㎡ 主な施設…多目的グラウンド(135m×80m)・遊具3基・健康遊具5基・バスケットゴール1基・あずまや2棟・トイレ1棟 駐車場…78台 駐輪場…2か所



問い合わせ…公園整備課・TEL224-5965

利用申し込み=福原出張所・TEL243-4015

アスベストの除去・補修には届け出が必要ですよ

建築物・工作物の解体や改修工事の際には、事前に吹き付け石綿(アスベスト)などの使用の有無を調査するようお願いいたします。調査を行う際には、六種類すべての石綿を調査することが必要です。石綿の使用が判明し、除去

や封じ込めなどの作業をする場合には、その規模に関係なく、すべての場合において届け出をすることが、大気汚染防止法により義務付けられています。該当する工事を行う場合には、届け出をお願いします。また、アスベストの除去などには、専門的な技術が必要です。専門業者にご相談ください。

詳しくは、市のホームページをご覧ください。環境保全課にお尋ねください。
石綿の種類(6種類)：クリソタイル(白石綿)・アモサイト(茶石綿)・クロシドライト(青石綿)・トリモライト・アクチノライト・アンソフライイト
対象の建築材料：①吹き付け石綿(石綿を含有する吹き付け材を含む) ②石綿を含有する断熱材・保温材および耐火被覆材

市税・介護保険料は、納期限内に納税・納付をお願いしています。そこで、四月二十一日(月)～二十五日(金)に、市税と介護保険料(六十五歳以上)の収納窓口を午後七時まで延長します。昼間に納付や来庁が困難

市税と介護保険料の収納窓口を延長します

問い合わせ：環境保全課
 TEL 224-5894

*石綿スレートなどの非飛散性石綿含有建材の除去などを行う場合には、届け出の必要はありませんが、石綿飛散防止対策を実施するようお願いいたします。

有する断熱材・保温材および耐火被覆材
対象となる作業：対象の建築材料が使用されている建築物、または工作物におけるすべての解体作業や改造・補修作業
届け出者の義務：作業内容の揭示や石綿飛散防止対策の実施
届け出期間：工事を行う十四日前まで

問合わせ
 収納課滞納整理担当
 TEL 224-5691
 国民健康保険税Ⅱ国民健康保険課
 TEL 224-5837
 介護保険料Ⅱ介護保険課
 TEL 224-5817

4月25日(金)：芳野出張所▼山田出張所
 *出張所での納税相談は、午後五時以降に受け付けます。
 *市税の納税相談は、出張所でもできます。介護保険料の納付相談については、直接、介護保険課へお越しく下さい。

な方は、ご利用ください。また、納税・納付相談も同時に行います。
受付日と受付窓口
 4月21日(月)～25日(金)：国民健康保険課③番窓口▼収納課⑥番窓口(本庁舎2階)▼介護保険課⑧番窓口(本庁舎1階)
 4月21日(月)：古谷出張所▼南古谷出張所▼高階出張所
 4月22日(火)：福原出張所▼大東出張所▼霞ヶ関北出張所
 4月24日(木)：霞ヶ関出張所▼名細出張所